

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、健全な建設事業の経営を通して会社の持続的な発展を図り、全てのステークホルダーの期待に応えていくことが経営上の重要な課題であると認識しております。こうした考えに基づき、経営の意思決定の健全性、有効性及び確実性を追及し、より効率的で優れた経営を実践するため、経営の監視機能を充実させるとともに、情報の適時開示によって公平性と透明性を維持出来るよう、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本5原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社操上	800,000	17.76
株式会社荻谷	540,000	11.98
化研マテリアル株式会社	215,500	4.78
株式会社みずほ銀行	188,650	4.19
マサル協力企業持株会	144,700	3.21
荻谷 純	142,225	3.16
野口興産株式会社	132,100	2.93
日本生命保険相互会社	129,200	2.87
マサル従業員持株会	125,029	2.77
菅野産業株式会社	110,000	2.44

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	9 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
七海 寛	その他								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
七海 寛	○	当社と社外取締役の七海 寛が所長を務める七海行政書士事務所とは、顧問契約を結んでおりますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断させることから、概要の記載を省略します。	建設業における長年の経験と豊富な知識を生かし、客観的で広範かつ高度な視野から当社グループの企業活動に助言いただきたいため、社外取締役として選任しています。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、会計監査人から監査の方針、監査の計画、監査の業務分担等について事前に説明を受けるとともに、監査の方法と結果について定期的に説明を受けております。

また、当社は、内部監査室を設置しており、内部監査規程に従って立案した監査計画に基づき、代表取締役社長、内部監査室長、常勤監査役が出席し、業務の執行並びに業務プロセス等の適切性及び効率性を監査するとともに、定期的に監査の結果を取締役会及び監査役会に報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
近藤 忠憲	税理士													
柴谷 晃	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
近藤 忠憲	○	——	・企業税務・会計関係における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に対する監視等の役割を担っていただくことを目的に社外監査役に選任しております。 ・取引所が定める独立要件をすべて充足しており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断し、独立役員として指定しております。
柴谷 晃	○	——	・法曹界における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に対する監視等の役割を担っていただくことを目的に社外監査役に選任しております。 ・取引所が定める独立要件をすべて充足しており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、企業業績と企業価値の向上に対する取締役の貢献意識を高めるべく、連結営業利益等を評価の指標とした業績連動型報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書および事業報告において、取締役および監査役について人数と報酬総額を開示しております。

取締役及び監査役に支払った報酬等の総額
 取締役 8名 195百万円(社外取締役を除く)
 監査役 2名 7百万円(社外監査役を除く)
 社外役員 3名 10百万円
 計 13名 212百万円

注) 取締役の報酬限度額及び監査役の報酬限度額は、平成20年6月24日開催の第52回定時株主総会においてそれぞれ240百万円以内・20百万円以内と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社においては、社外取締役及び社外監査役の職務を補助する事務局は設置しておりませんが、要求に基づき、必要な情報収集、分析等随時実施しております。バックアップ体制として、内部監査室及び管理本部に所属する従業員が適宜対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は社外取締役1名を含む8名の取締役で構成されており、取締役会では当社の経営戦略・経営計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定、さらには当社の業務執行の監督を行なっています。

業務執行体制につきましては、厳しい状況が続く経営環境に迅速に対応するとともに、業績の更なる向上を期して執行役員制度を導入しております。執行役員は合計4名の体制としており、業務の分担に従って権限と責任の範囲を明確にしたうえ、業務執行を行なっています。

会計監査につきましては、東陽監査法人を会計監査人を選任し、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく会計監査契約を締結しております。同監査法人及び当社の監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。

コンプライアンス体制につきましては、企業行動規範、コンプライアンスの基本方針並びにコンプライアンス委員会規程等を制定したうえ、コンプライアンス委員会を経営会議内に設置し、委員長に社長を配し、各種のコンプライアンス研修の実施、推進に努めております。

危機管理体制につきましては、リスク管理規程を制定したうえ、緊急リスク対策室を経営会議内に設置し、委員長に社長を配し、経営危機に対する備えを充実させています。

以上のほか、各分野の専門を必要に応じて随時アドバイスが受けられる体制を整えております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のガバナンス体制は、経営の意思決定機関として、社内業務に熟知した取締役により構成される取締役会並びに業務監査及びコンプライアンス強化等を中心に社外監査役2名を含む監査役会により構成されております。

社外取締役については、2015年12月の株主総会で初めて選任し、社外監査役を含む監査役会と連携して取締役会の業務執行をモニタリングする体制を整えました。

業務経験が豊富な取締役による有効且つ効率的な業務執行と客観性・中立性の高い社外役員による監査体制の強化・充実により、十分なコーポレート・ガバナンス体制が構築されていると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	事業報告をはじめ、決算短信やその他事項に関するプレスリリース等を随時掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部内にIR担当役員及び連絡担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株主・投資家をはじめ広く社会に対して当社ホームページ上で当社についての情報を積極的に開示するとともに、従業員との間では各種協議会を開催するなどして情報提供、質疑応答等意思疎通を図っております。また協力企業関係ではマサル勝栄会を組織し情報提供あるいはニーズの吸い上げを行い、トップマネジメントが面談を行なうなど緊密な関係の維持、増進に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(基本的な考え方)

内部統制システムとは、経営の負託を受けた経営者(取締役)が自ら行う企業価値向上に向けた経営政策や戦略の意義あるいはその成果に関して、株主、一般投資家、従業員、取引先等多くのステークホルダーに対して果たす説明責任の信頼性や、有効性を担保するコーポレート・ガバナンスを確立するための重要なシステムのひとつと位置付けております。

経営者が策定する経営計画や目的達成のため展開する種々の施策の意図が組織の末端まで過不足なく伝達され、それらがルールに沿って実行に移され、その成果をありのままの形で経営者が確認・評価し十分な信頼を持って対外的に開示できる体制を確立しております。

昨今、企業価値の判断基準のひとつとしての成果主義が過度に追求され、それが重要な組織原理となる結果、法令違反や脱法行為を生じるケースが頻発しており、これらを貴重な教訓として、当社の実情に即した効果的な内部統制システムを確立することが肝要と考えております。

(整備状況)

経営者の企業価値向上に向けた経営戦略のもと、当社は効果的な内部体制確立のため以下の体制を整備しております。

(1) 取締役会決議をもって制定した組織規程および職務権限規程に基づき適宜の権限委譲を行い、効率的な執行体制を確立しております。使用人の日常職務につきましては、就業規則の周知徹底のみならず、各部署内における定時ミーティングあるいは部署間のコミュニケーションの充実を図ることにより、規則の徹底のみでは実現し得ない違法施行の社風実現を目指しております。社内の違法徹底を所管する機関として代表取締役社長が直轄する内部監査室が設置されており、指導活動を行うとともに内部通報制度の窓口ともなっております。また社内監視体制としまでも内部監査室長が監査役ないし会計監査人と情報交換を図るとともに、全社的な監視活動を展開し実効性のあるガバナンスの確立に寄与しております。

(2) リスク管理体制としましては、毎週開催する経営会議において各取締役が関連する社内通達や各種規程に基づき、社内の営業上の、また、経営企画室長が財務上の様々なリスクの把握及び情報収集、予防の立案、リスク発生時の対処方法の検討等を行っております。

(3) 情報管理体制としましては、代表取締役社長の委任を受けた情報管理責任者を頂点とする情報の一元管理体制を確立しており、社内における決定事項、発生事項、決算情報等が漏れなく関係部署経由で情報管理責任者のもとに集約される体制となっております。重要情報に接するものは文書管理規程、個人情報取扱規程等に従って対応する体制となっております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(基本的な考え方)

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては毅然とした態度で組織的にその排除に取り組むための社内体制を整備し徹底します。

(整備状況)

(1) 対応部署を管理本部に設置し、管理本部長を不当要求防止責任者とし、不当要求に対しては経営陣及び関係部門を含めた組織全体で対応する。

(2) 所轄警察署、(財)暴力団追放運動推進都民センター、顧問弁護士等と連携を密にし、反社会勢力に関する情報の収集と共に、適切な助言、協力が仰げるように努めております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

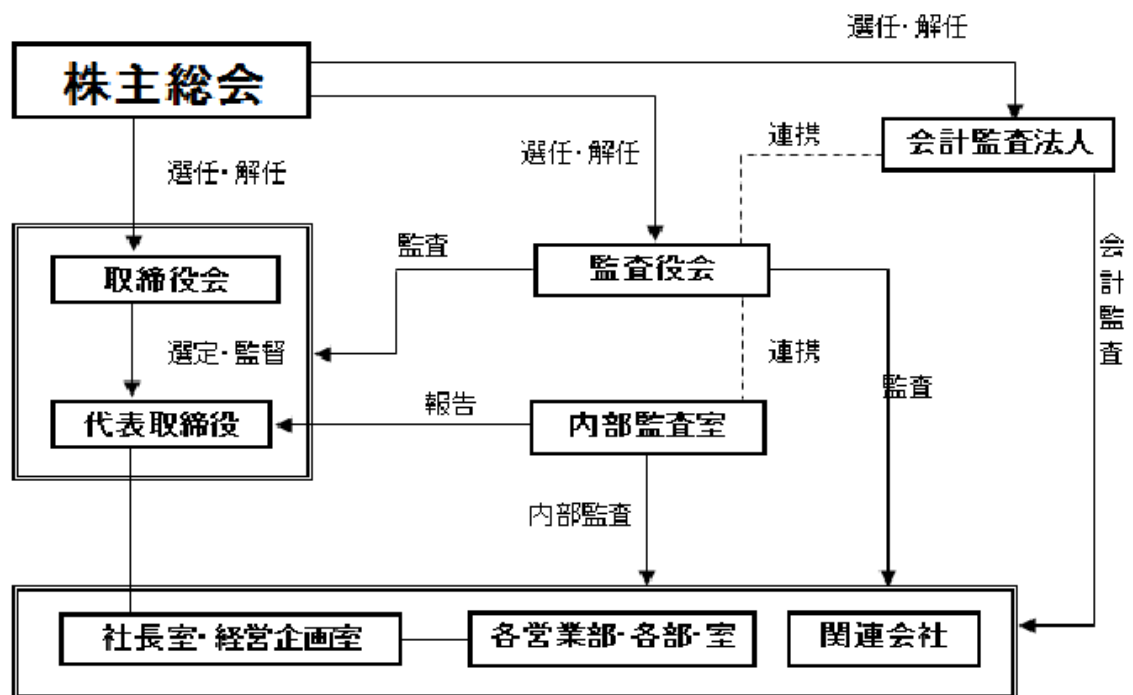
買収防衛策の導入の有無

なし

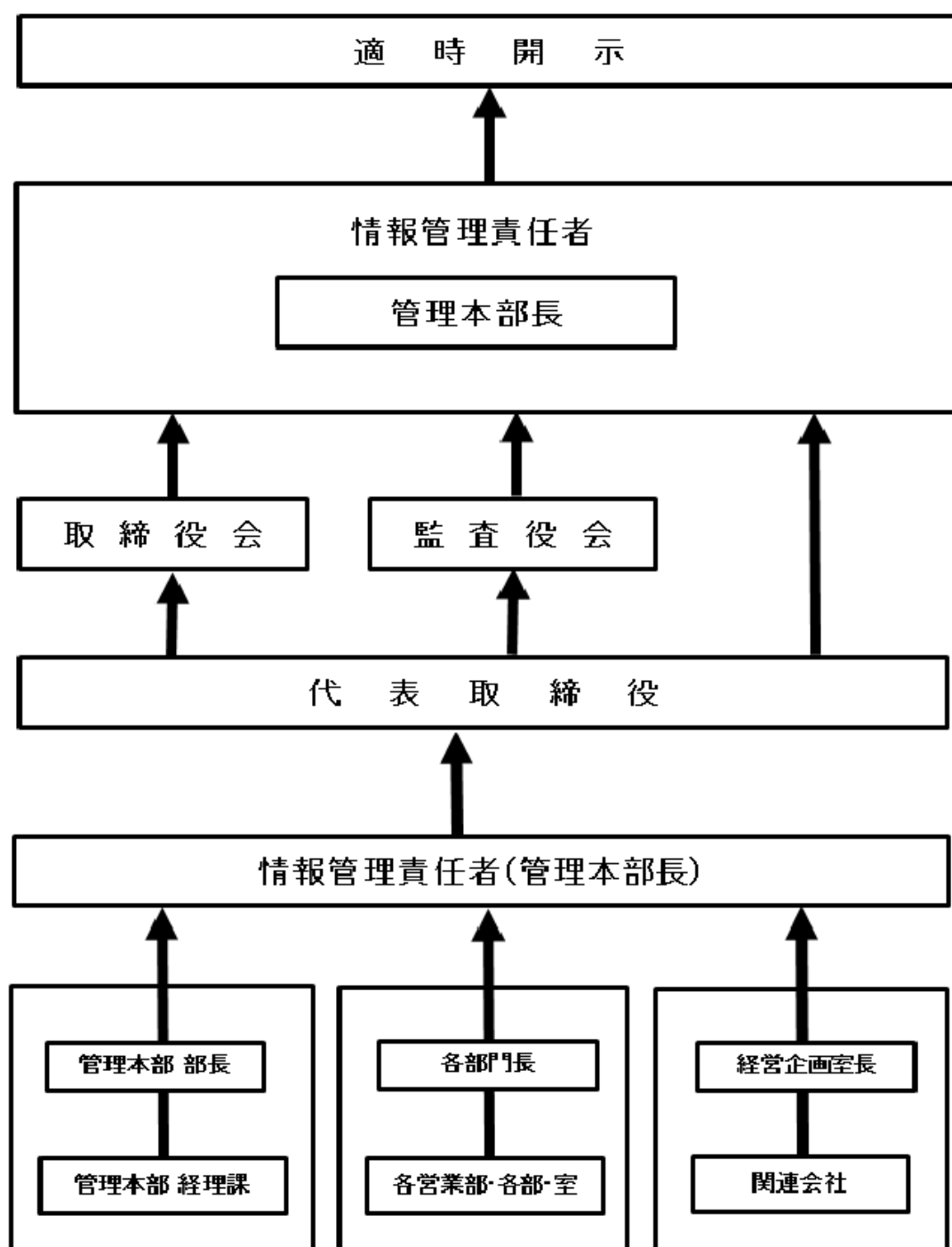
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

〔参考資料 1：模式図〕



【参考資料 2 : 適時開示体制模式図】



(決算情報に関する情報 決定事実に関する情報 発生事実に関する情報)